

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（12月13日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京
<b>外出制限、行動規制等の状況</b>	オフィスワークは可能（出勤率50%まで）、一部州間の移動制限あり	屋内での他世帯との社交禁止、屋外では6人まで（ビジネス目的は除く） 仕事は可能な限り在宅勤務 イベントは可能だが人数等制限あり (12/2～)	12/24 以外夜間（20時～朝6時） 外出禁止。夜間外出は健康上の理由等限定、証明書携行必須(12/15～) 最大限に在宅勤務 公共施設等閉鎖（～1/7 予定） 店内飲食営業禁止（～1/20 予定）	オフィスワーカーは出勤率50%以下、人の集まり5人以下、飲食店営業には収容人数や酒類提供時間等の制限あり	感染の状況等に応じ5段階に区分。 12/8～28まで「社会的距離置きレベル」（5段階）を2番目に高い2.5段階に引き上げ（在宅勤務50%、飲食店時短営業など）	飲食店等や屋外集会等に係る規制を12/7より緩和（屋外集会規制を最大50人から最大100人に緩和など） 雇用主に従業員の在宅勤務を許容することを義務付ける州命令の条項を12/14に削除	従業員間の距離を確保した上でオフィスにおける勤務許容、健康コードの提示・マスクの着用等の防疫措置を講じながら各種施設も通常営業
<b>日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等</b>	入国後14日隔離（入国前3日以内に陰性証明を取得し、入国後4日目の検査で陰性となれば隔離期間が4日に短縮可）	特になし	特になし	重要なビジネス及び公的な用務（隔離免除。入国後14日間は行動制限あり）に限り入国可（ビジネストラック）	ビジネス上必要な人材等については、必要書類提出の下、入国後14日間の隔離期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能（ビジネストラック）	原則として入国不可	商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可（ビジネストラック、90日以内滞在、隔離免除）。ただし、日本—北京の直行便は再開されていない
	<b>米国</b>	<b>英国</b>	<b>フランス</b>	<b>シンガポール</b>	<b>韓国</b>	<b>オーストラリア</b>	<b>中国</b>
<b>感染者数</b>	1,469,680人 (449.4人)	126,163人 (188.88人)	79,787人 (118.97人)	60人 (1.05人)	5,246人 (10.13人)	66人 (0.26人)	151人 (0.01人)
<b>死者数</b>	16,855人 (4.9人)	2,941人 (4.40人)	2,515人 (3.75人)	0人 (0人)	35人 (0.07人)	0人 (0人)	0人 (0人)

(※) 「感染者数」、「死者数」は12/7-13における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。()内は人口10万人当たりの数

(※) 現地発表などを基にクレアまとめ